

中山間地域等直接支払制度 埼玉県中間年評価書（案）

都道府県名	埼玉県	担当部署	農林部 農業ビジネス支援課	
(市町村数)		(協定数)		
①市町村数 63市町村 ②対象市町村数 16市町村 ③促進計画策定市町村数 14市町村 ④交付市町村数 13市町村		① 協定数 62協定 ② 基礎単価 10協定 体制整備単価 52協定 ③集落協定数 59協定 ④個別協定数 3協定		
(交付面積)				
① 耕地面積 75,800ha ② 対象農用地面積 543ha ③ 交付面積 347ha (基礎単価 37ha 体制整備単価 310ha) ④ 加算単価面積 (急傾斜農地保全加算) 8ha ⑤ 地目別交付面積 田 197ha、畑 150ha ⑥ 交付基準別交付面積 急傾斜 117ha 緩傾斜 206ha 高齢化率・耕作放棄地率 24ha				
交付総額	0.3億円	配分割合	(個人) 1,428万円 (共同取組)	1,660万円
(協定の概要)				
① 1 協定当たりの参加者数：23.9人、交付面積:5.5ha、交付金額：49.8万円 ② 参加者1人当たりの交付金額：2万円 ③ 1市町村当たりの協定数：4.7協定、交付面積：26.6ha、交付金額：237.5万円 ※少数点2位切り捨て				
交付金交付の評価（協定の評価）運用第17等				
1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項【必須】の達成状況 市町村評価結果は優良が6協定（10.2%）、適当が53協定（89.8%）と、活動計画に基づき取組を実施、集落の自律的・継続的な農業生産体制整備が進んでいる。				
2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況【基礎単価必須】 市町村の評価結果は、下記のとおり。多面的機能を増進する活動で、集落内での話し合いの充実が求められている集落もあるが、大半の集落は農地の法面管理等の耕作放棄防止活動、水路・農道の共同管理等の活動及び景観作物の作付けや周辺林地の下草刈り等多面的機能を増進する活動が適正に実施されている。				
○耕作放棄の防止等活動 優良7協定（11.9%）、適当52協定（88.1%）				
○水路・農道等の管理 優良17協定（28.8%）、適当42協定（71.2%）				
○多面的機能を増進する活動 優良10協定（16.9%）、適当48協定（81.4%）、要指導・助言1協定（1.7%）				

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況【体制整備単価必須】

市町村の評価結果は、下記のとおり。農用地等保全マップに基づいた活動が適正に実施されている。さらに、生産性の向上や担い手への農地集積に向けた取組や集団的かつ持続可能な農業生産活動等を確保する体制整備に向けた取組が着実に実施されている。

また、加算措置として、超急傾斜農地保全管理加算に取り組む集落では、超急傾斜農地の保全活動や、加算措置を適用する農地で生産された農産物の販売促進活動等適正に実施されている。

○農用地等保全体制整備

優良6協定（12.2%）、適当43協定（87.8%）

○A要件

適当2協定（100%）

○C要件

適当47協定（100%） ※C要件の評価区分は【適当】・【要指導・助言】・【返還等】のみ

○加算措置

適当2協定（100%）対象加算措置：超急傾斜農地保全管理加算

※加算措置は任意の取組

4 集落協定内での話し合いの状況

市町村の評価結果は、優良が8協定（13.6%）、適当が50協定（84.7%）、要指導・助言が1協定（1.7%）と、共同活動や集落行事の再点検の意識が薄い集落もあるが、ほとんどの集落では、集落の共同取組活動の実施内容・実施方法や交付金の使途等本制度の実施に必要な話し合いが活発に行われている。

5 集落戦略の取組状況

市町村の評価結果は、適当が32協定（54.2%）要指導・助言が27協定（45.8%）である。協定農地の将来への引き継ぎ等10～15年後を見据えた集落戦略作成の意義・理解を深める必要がある。

協定面積は15ha以下の集落も多く、集落戦略を作成する機運に至っていないと類推される。

※ 評価項目毎に実施状況を分析

- ・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外） 35協定
- ・指導・助言が必要な協定数〔（指導内容による分類）〕 27協定〔話し合いの充実、集落戦略の作成〕
- ・返還等の措置が必要な協定数〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付停止〕 0協定

制度の評価（成果と課題）

〈成果〉

① 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）

交付金を活用して、傾斜地の法面管理や農道の共同管理など、農地維持のための共同活動が取り組まれている。

個別協定においては、利用権設定における農地集積、担い手の定着が図られるなど、農業生産体制整備に一定の効果を上げている。

② 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）

協定農用地で生産された農産物を加工・販売する取組や、農産物をPRするパンフレットを作成し都市住民に集落活動への理解促進を図る取組など農産物の販売促進活動を実施し、新たな所得形成が図られている。

③ 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）

共同活動実施にあたっての集落内での話し合いの活発化や景観作物の作付けなどによる農業の有する多面的機能の維持活動、活動継続が困難になった場合に備え、持続可能な体制整備が進むなど、集落維持が図られている。

④ 行政取組等（都道府県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援等）

同交付金事務は複雑であり市町村及び集落の事務負担が大きい。そのため、県として市町村に事務支援を積極的に行い、交付金の交付時期を早め、早期執行につながるなど一定の効果が出ている。

⑤ 総合的な評価

集落の活動に係るアンケート調査の結果、本制度を活用しなければ協定農用地が平成27年度から平成31年度の5年間に減少すると回答した協定は57協定（96.6%）、協定農用地の維持が可能な協定は2協定（3.4%）と、当制度は制度の主旨である農用地の維持管理に大いに効果があると考えられる。

また、市町村の各協定（集落協定及び個別協定）への評価は【優】が49協定（79.0%）、【良】が11協定（17.8%）、【可】が2協定（3.2%）と、平成31年に向けて、充実した取り組み活動が図られている。

〈課題〉

制度の活用により集落の共同意識を保ち、農業生産活動の継続や耕作放棄防止につながっているが、担い手確保、集落から都市への人の流出や、更なる生産性の向上等積極的な取組に向けた活動にはまだ十分とは言えず、課題となっている。

〈改善・制度の見直し〉

周辺林地の除草刈りや農道・水路の管理など本制度を活用した協定締結事項は適正に実施されており、本制度は中山間地域の農業生産活動や農地の維持管理に役割を果たしている。

一方で、集落の更なる過疎化及び高齢化により、現行の活動の維持が懸念される。また中山間地域の新たな担い手確保や活発的な集落の共同活動による農地の維持・管理活動はもちろんだが、中山間地域以外の住民に、農業の有する多面的機能の維持・増進など中山間地域の農業集落の持つ役割を理解してもらい、地域内外の住民が一体となって、中山間地域を支えて行く必要がある。

担い手確保のため、都市と農山村との交流を推進する集落の支援や、本制度に取り組む集落や集落等で生産された農産物等のPR活動を行い、外部との交流を促進させる必要がある。

本制度の活用は中山間地域の継続的な農業生産活動、農用地の維持管理に必須であるため、次期対策以降でも存続が望まれている。今後も市町村への事務支援や集落への活動支援を積極的に推進する。一方で地域の集落や市町村から、地域の高齢化が深刻化し、協定締結事項の5年間以上の実施が困難との声も大きく、柔軟性のある制度拡充が望まれている。